

Data Processing Agreement for Oracle Services (以下「Data Processing Agreement」といいます)

バージョン：2023年1月1日

1. 範囲および適用対象

本Data Processing Agreementは、お客様のサービス契約に示されている対象サービスの提供のために処理者としてお客様のためにオラクルにより行われる個人情報の処理に対し、適用されます。お客様のサービス契約に別段の明示がある場合を除き、本バージョンのData Processing Agreementが効力を有するとともにお客様のサービス契約の有効期間にわたり有効に存続するものとします。

2. 個人情報の処理に関する責任、処理活動の内容

2.1 対象サービスの提供の一環としての個人情報の処理に関しては、お客様が管理者であり、また、オラクルが処理者であるものとします。各当事者は、データ保護関連適用法令に基づく各自の義務を遵守する責任を負います。

2.2 オラクルは、サービス契約の有効期間中にサービス契約および本Data Processing Agreementに基づく対象サービスの提供という目的に限って個人情報を処理するものとします。

2.3 とりわけ、かつ対象サービスに応じて、オラクルは、次の目的で個人情報の処理を行うことができるものとします。すなわち、ホスティングおよびストレージ；バックアップおよび災害復旧；サービス変更管理；問題解決；新たな製品またはシステムのバージョン、パッチ、アップデートおよびアップグレードの適用；システムの使用状態およびパフォーマンスについての監視およびテスト；ITセキュリティ目的（インシデント管理も含まれます）；テクニカル・サポート・システムおよびITインフラストラクチャーの保守およびパフォーマンス；ならびに移行、導入、コンフィギュレーションおよびパフォーマンス・テスト。

2.4 対象サービスの提供の一環として、かつ対象サービスに応じて、オラクルは、お客様の対象個人（お客様のエンドユーザー、従業員、求人応募者、業務委託先、協力者、パートナー、サプライヤー、顧客およびクライアントも含まれます）に関する個人情報を処理することができるものとします。

2.5 お客様の対象個人に関する個人情報の例としては、次に掲げるものも挙げられますが、これらに限定されません。個人の連絡先情報（名前、自宅住所、自宅電話番号または携帯電話番号、ファックス番号、電子メール・アドレス、およびパスワードなど）；家族、ライフスタイルおよび社会的状況に関する情報（例えば年齢、生年月日、婚姻状況、子供数、配偶者および/または子供の名前など）；雇用に関する詳細情報（例えば雇用主名、役職名および職務内容、職歴、給与その他の給付、業績その他の能力、学歴/資格、身元識別番号、仕事用の連絡先詳細など）；財務状況の詳細；提供対象の物品およびサービス；モバイル・デバイス、ネットワーク事業者またはデータ・プロバイダーから収集される一意識別子；地理的データ；IPアドレスならびにオンライン上での言動および興味関心に関するデータ。

2.6 サービス契約に別段の定めがある場合を除き、お客様は、Data Processing Agreementまたはサービス契約に定められているものと異なる具体的なデータ・セキュリティまたはデータ保護の義務をオラクルに課すこととなるいかなるデータ（例えば一定の規制の対象となる健康または支払カードに関する情報など）も、オラクルに提供してはなりません。お客様がお客様コンテンツに含めようとしているセンシティブまたは特別なデータに適用される具体的なデータ・セキュリティまたはデータ保護の要件に対応するために設計された追加的なサービス（例：Oracle Payment Card Industry Compliance Servicesなど）が対象サービスについて提供されている場合には、お客様は、かかる追加的なサービスをオラクルから購入することができます。お客様は、お客様における具体的な規制面、法律面または業界面でのデータ・セキュリティ義務であって、かかるデータに適用され得るものについて、遵守の責任を引き続き負うものとします。

2.7 サービス契約には、処理活動に関する追加的またはより具体的な説明が含まれていることがあります。

2.8 オラクルは、対象サービスの履行において処理される個人情報について、Service Providerとなります。オラクルは、次のいずれも行いません。(a) 個人情報をSellまたはShareすること、(b) 個人情報について、(i) サービス契約に定められたBusiness Purpose以外の何らかの目的（一切のCommercial Purposeも含まれます）で、または(ii) オラクルとお客様との間における直接的なビジネス関係の範囲外で、保持、利用または開示を行うこと、または(c) CCPAおよびサービス契約により許可されているBusiness Purpose

の遂行のために行う場合を除き、お客様からまたはお客様のために受領した個人情報と、第三者からもしくは第三者のために受領したかまたはオラクル自身による対象個人とのやり取りから収集された個人情報とを、結合すること。オラクルは、本Data Protection Agreementの第5条に基づき自己による復処理者の起用についてお客様に通知するものとし、また、本Data Protection Agreementの第5条に基づく該当の書面契約に復処理者が服している状況を確認するものとし、また、本Data Protection Agreementの第5条に基づく該当の書面契約に記載の限定的な特定のBusiness Purposeに限って提供されるものである旨を、了承します。オラクルは、個人情報について、CCPAにより義務付けられているのと同じであり、かつサービス契約においてさらに詳しく記載されている保護水準を、提供するものとし、また、お客様は、本Data Processing Agreementの第8条に基づくお客様の権利を行使することにより、次に掲げる目的のために必要な合理的措置を講じることができるものとし、(a) オラクルによる個人情報の無権限の利用を是正すること、および (b) 個人情報の利用が本Data Processing Agreementの条件に基づいて行われる状況を確認すること。オラクルは、自己による対象サービスの提供に関連してCCPAに基づく自己の義務を充足することができないとの判断を下した場合には、お客様に通知するものとし、

3. お客様からの指示

3.1 サービス契約に組み込まれているお客様の指示に加えて、お客様は、データ保護関連適用法令に基づき、個人情報の処理についてオラクルに書面で追加の指示を行うことができます。オラクルは、次に掲げる目的のために必要な限りにおいて、かかる指示のすべてを速やかに遵守します。(i) データ保護関連適用法令上の処理者としての自己の義務をオラクルが遵守すること、または (ii) 対象サービスのお客様による使用に関連するデータ保護関連適用法令に基づく管理者としてのお客様の義務のお客様による遵守をオラクルが支援すること。

3.2 オラクルは、お客様に追加コストを生じさせることなしに、かつデータ保護関連適用法令に基づくお客様の義務を遵守するためにお客様にとって合理的に必要とされる時間枠内で、お客様の指示に従います。オラクルは、お客様の指示内容がデータ保護関連適用法令に違反すると判断した場合には、直ちにお客様に連絡します。オラクルは、お客様に法的助言を提供する責任を負いません。

3.3 オラクルは、サービス契約に基づき支払われるべき対象サービスの料金の範囲外である追加の手数料または料金（例えばライセンスまたは業務委託先に関する追加料金など）が発生することを自らが予期した限りにおいて、その旨を、お客様からの指示の受領後速やかに、お客様に対し連絡します。この場合、両当事者は、お客様の指示の遵守というオラクルの義務が損なわれることのないように、かかる一切の手数料または料金について誠実に交渉するものとし、

4. 対象個人からのプライバシーに関する問い合わせまたは要求

4.1 サービス契約に基づきオラクルにより処理される個人情報に関する対象個人からの要求または問い合わせ（これには、特定の個人情報についてのアクセス、削除もしくは消去、制限、訂正、受領および伝送（データ・ポータビリティ）、アクセスのブロック、または処理に対する異議申立てを内容とする対象個人からの要求も含まれます）をお客様が受けた場合、お客様は、当該要求に対応するために、個人情報の保持されているお客様の対象サービス向け環境にセキュアにアクセスすることができます。対象個人からのプライバシーについての要求または問い合わせに対応するために対象サービスにアクセスする方法に関する追加情報は、My Oracle Support（または対象サービス向けに提供されている他の該当の主要なサポート・ツールまたはサポート窓口）にて提供される該当のOracle Product or Service Feature Guidance文書にて確認することができます。

4.2 対象サービスへのアクセスがお客様にとって不可能であるかまたは他の何らかの理由で上述の要求または問い合わせに対応できないものである限りにおいて、お客様は、My Oracle Support（または対象サービス向けに提供されている他の該当の主要なサポート・ツールまたはサポート窓口。例えばお客様のプロジェクト・マネージャーなど）を通じ、当該要求に関するお客様への支援の方法について詳述したオラクルに対する文面での指示を付して、「サービス・リクエスト」を提出することができます。

4.3 オラクルは、お客様を管理者として認識している対象個人から何らかの要求または問い合わせを直接に受けた場合には、当該対象個人への回答を行うことなく速やかに当該要求をお客様に引き継ぎます。その場合を除き、オラクルは、対象個人に対し、関連する管理者を確認してそこに問い合わせるよう、助言します。

5. オラクル関連会社および外部復処理者

5.1 お客様は、対象サービスの実施の支援のために必要に応じてオラクルがオラクル関連会社および外部復処理者を起用することについて、書面による包括的な許可をオラクルに付与します。

5.2 かかる外部復処理者および/またはオラクル関連会社をオラクルが起用する限りにおいて、オラクルは、これらの者が、本Data Processing Agreementおよびデータ保護関連適用法令の規定内容に基づきオラクルが従うのと同水準のデータ保護およびセキュリティに従うことを義務付けます。お客様は、書面での請求により、個人情報の処理を行うことのできる外部復処理者およびオラ

クル関連会社とオラクルとの間の契約におけるプライバシー面およびセキュリティ面の関連規定の写しを受領する権利を有するものとします。オラクルは、サービス契約の規定内容に準拠してオラクル関連会社および外部復処理者が義務を履行することについて責任を負うものとします。

5.3 オラクルは、個人情報を処理することのできるオラクル関連会社および外部復処理者のリストを維持します。かかるリストは、[My Oracle Support](#)のDocument ID 2121811.1（または対象サービス向けに提供されている他の該当の主要なサポート・ツール、ユーザー・インターフェースまたは窓口。例えば[NetSuite Support Portal](#)またはお客様のオラクル・プロジェクト・マネージャーなど）を通じて提供されます。オラクル関連会社および外部復処理者の上記リストの変更予定について通知を受けるには、お客様側で (i) My Oracle SupportのDocument ID 2288528.1における手順説明に従って登録を行ってください。 (ii) 登録メカニズムが提供されていない場合においては、オラクルはお客様に対し、変更予定について通知がなされます。ACSサービスおよびコンサルティング・サービスの場合、オラクルにおいて起用を予定しているすべての追加の外部復処理者が、ACSサービスもしくはコンサルティング・サービスについてのお客様の注文書、またはその後発行される「Oracle Subprocessor Notice」（必要に応じてオラクルからお客様に電子メールで送付されるもの）に、掲載されます。

5.4 上記第5条第3項に基づくオラクルからお客様への通知から30暦日以内に、お客様は、対象サービスの実施のために予定されている外部復処理者またはオラクル関連会社の関与に対し、次を通じての「サービス・リクエスト」の提出により、異議を申し立てることができます。 (i) My Oracle Support（または他の該当の主要なサポート・ツール）、または (ii) ACSサービスおよびコンサルティング・サービスの場合においては、対象サービスのプロジェクト・マネージャー。お客様およびオラクルは、当該異議に対応するために双方にとって了承できる解決策を見いだすべく誠実に協働するものとします（これには、当該外部復処理者もしくはオラクル関連会社による本Data Processing Agreementもしくはデータ保護関連適用法令の遵守を裏付ける追加文書を検討すること、または当該外部復処理者の関与なしに対象サービスを提供することも含まれますが、これらに限定されません）。お客様およびオラクルが合理的期間内に双方にとって了承できる解決に至らなかった限りにおいて、お客様は、該当の対象サービスを終了させる権利を有するものとします。この場合、(i) 当該終了は、30日前の通知を行うことによるものとし、(ii) 当該終了によってもお客様またはオラクルに責任が生じることはなく、また、(iii) 終了の日までにサービス契約に基づき生じたお客様の支払義務が免除されることありません。本第5条第4項に基づく終了が、ある注文に基づく対象サービスの一部のみについて行われる場合、お客様は、当該部分的終了を反映させた変更覚書または代替注文を締結するものとします。

6. 越境データ移転

6.1 クラウド・サービスに関しては、個人情報の保管場所は、当該対象サービスについてのお客様の注文にて特定されているデータ・センター地域、または該当の場合においては当該対象サービスの本番インスタンスの有効化時にお客様が選択した地理的地域となるものとします。

6.2 上記第6条第1項を損なうことなく、オラクルは、対象サービスの実施のための必要性（例えばサポート、インシデント管理またはデータ復旧の目的など）に基づいて個人情報を世界規模で処理することができるものとします。

6.3 上述の世界規模でのアクセスに際し、十分性認定を受けていない欧州外の諸国に向けての欧州データ保護関連適用法令に基づく越境移転規制の対象となる個人情報の移転が生じる限りにおいて、かかる移転には、次が適用されるものとします。(i) オラクルのBinding Corporate Rules for Processors（略称はBCR-P。Oracle Processor Codeとも呼ばれます）、および(ii) 2021年6月4日付けEU標準契約条項2021/914のModule 2（Controller to Processor）の規定内容。

オラクルのBinding Corporate Rules for Processors（Oracle Processor Code）の最新版は、<https://www.oracle.com/corporate/contracts/cloud-services/contracts.html#data-processing>に掲載されており、参照によりサービス契約および本Data Processing Agreementに組み込まれたこととなります。オラクルは、そのBinding Corporate Rules for Processors（Processor Code）についてEEAによる認定を取得済みであり、かかる認定をサービス契約の期間にわたり維持します。外部復処理者への移転については、オラクルのBinding Corporate Rules for Processors（Oracle Processor Code）、2021年6月4日付けEU標準契約条項2021/914のModule 2（Controller to Processor）の規定内容、本Data Processing Agreementおよびサービス契約に適合するセキュリティ上およびデータ・プライバシー上の要件に従うものとします。

6.4 上述の世界規模でのアクセスに際し、英国データ保護関連適用法令に基づく越境移転規制の対象となる個人情報の移転であって英国ICOによる十分性認定を受けていない英国外の国を移転先とするものが生じる限りにおいて、かかる移転については、以下に従うものとします。(i) International Data Transfer Addendum to the EU Commission Standard Contractual ClausesのバージョンB1.0により補足される2021年6月4日付けEU標準契約条項2021/914のModule 2（Controller to Processor）（以下「IDTA」というものとし、参照により本書に組み込まれたこととなります）、および(ii) 英国ICOにより承認された場合には、承認済みのUK Binding Corporate Rules for Processorsであって、英国国内での使用について英国ICOにより承認されることになりかつオラクルの

公開ウェブサイト上で公表されることになる書式のもの。IDTAは、サービス契約および本Data Processing Agreementと合わせて読むことになります。

6.5 両当事者は、十分な保護水準がない国への個人情報の移転に関してデータ保護関連適用法令に基づき必要となり得る一切の補足的な措置について、検討を行うものとします。両当事者は、かかる補足的な措置に対処するために双方にとって許容できる解決策を見いだすべく誠実に協働するものとします（これには、対象サービスに関する技術文書を検討すること、ならびに利用可能な追加の技術的安全対策およびセキュリティ・サービスについて協議することも含まれますが、これらに限定されません）。

6.6 上述の世界規模でのアクセスに際し、世界各地における他のデータ保護関連適用法令に基づく越境移転規制の対象となる個人情報の移転が生じる限りにおいて、かかる移転については、以下に従うものとします。(i) オラクル関連会社への移転の場合においては、Oracle Intra-Company Data Transfer and Mandate Agreement（同書は、世界各地におけるデータ保護関連適用法令ならびにオラクルにおける一切の該当のセキュリティ上およびデータ・プライバシー上のポリシーおよび基準を遵守して個人情報の移転の一切が行われることを求めるものです）、また、(ii) 外部復処理者への移転の場合においては、本Data Processing Agreementおよびデータ保護関連適用法令における関連要件に適合するセキュリティ上およびデータ・プライバシー上の要件。

7. セキュリティおよび機密保持

7.1 オラクルは、個人情報についての不測のもしくは不法な破壊、消失もしくは改変または無権限の開示もしくはアクセスを防止するために設計された、個人情報の処理に関する適切な技術面および組織面でのセキュリティ措置を実施しており、今後も維持します。かかるセキュリティ措置は、対象サービスに適用される一切のセキュリティ領域を対象とするものです。これには、物理アクセス、システム・アクセス、データ・アクセス、伝送および暗号化、入力、データ・バックアップ、データの分離およびセキュリティ監視、エンフォースメントその他のセキュリティ面の管理および措置も含まれます。お客様が注文した対象サービスに適用される具体的なセキュリティ措置については、以下のとおり、当該対象サービスに関連するセキュリティ・プラクティスに記載されています。

- **すべての対象サービス**：Oracle Corporate Security Practices（掲載場所：<https://www.oracle.com/corporate/security-practices/>）。
- **クラウド・サービス**：Oracle Hosting & Delivery Policies（掲載場所：<http://www.oracle.com/us/corporate/contracts/cloud-services/index.html>）。
- **NetSuite（NSGBU）サービス**：NetSuiteのTerms of Service（掲載場所：<http://www.netsuite.com/portal/resource/terms-of-service.shtml>）。
- **Global Customer Supportサービス**：Oracle Global Customer Support Security Practices（掲載場所：<https://www.oracle.com/support/policies.html>）。
- **コンサルティング・サービスおよびAdvanced Customer Support（ACS）サービス**：Oracle Consulting and ACS Security Practices（掲載場所：<http://www.oracle.com/us/corporate/contracts/consulting-services/index.html>）。

7.2 個人情報を処理するすべてのオラクルおよびオラクル関連会社の従業員ならびに外部復処理者は、適切な書面による機密保持上の取決め（機密保持契約、情報保護に関する定期的なトレーニング、および機密情報の保護に関するオラクル・ポリシーの遵守も含みます）に服しています。

8. 監査権、データ保護影響評価の支援

8.1 お客様は、年1回を上限として、本Data Processing Agreementに基づくオラクルの義務の遵守状況を監査することができるものとします（これには、個人情報をホストする該当の対象サービス向けデータ・センター施設の検査も含まれます）。また、データ保護関連適用法令により義務付けられている限りにおいて、お客様またはその規制当局は、上記を超える頻度で監査を実施することができます。

8.2 第三者たる監査人をお客様が起用する場合には、当該第三者についてお客様およびオラクルにより合意がなされている必要があります（ただし、当該第三者が規制当局である場合は、この限りではありません）。オラクルは、お客様から要請のあった第三者たる監査人について、不当に同意を差し控えることはありません。かかる第三者は、オラクルにとって承諾可能である機密保持契約書を締結するか、または法律上の守秘義務による拘束を受けている必要があります。

8.3 お客様は、監査を要請するにあたり、監査予定日の2週間以上前に、詳細な監査計画案をオラクルに提出しなければなりません。かかる監査計画案には、監査について予定される範囲、期間および開始日が記載されていなければなりません。オラクルは、監査計画案を確認したうえで、懸念または質問があればそれをお客様に提示します。オラクルは、合理的期間内の最終的な監査計画書の合意に向けてお客様と協力します。

8.4 監査は、合意済み最終監査計画ならびに安全および衛生その他関連事項に関するオラクルの各ポリシーに従って、監査対象となる施設において通常の業務時間内に実施されなければならない。また、オラクルの事業活動を不当に妨げるものであってはなりません。

8.5 監査が完了し次第、お客様は、オラクルに対し、監査報告書の写しを提出するものとし、監査報告書には、お客様のサービス契約の機密保持条件が適用されるものとします。お客様は、お客様の規制上の監査要件を充足する目的および/または本Data Processing Agreementの要件の遵守状況を確認する目的に限り、監査報告書を使用できるものとします。

8.6 各当事者は、監査に関する自己の費用を負担するものとします。ただし、当該監査の実施において、追加的なライセンス料または第三者たる業務委託先の料金など、お客様のサービス契約において支払われるべき料金の範囲外である追加の手数料または料金の発生をオラクルが予期している旨について、オラクルがお客様の監査計画を確認した後速やかにお客様に連絡した場合は、この限りではありません。両当事者は、かかる一切の手数料または料金について、誠実に交渉するものとします。

8.7 要請の対象たる監査範囲がSOC、ISO、NIST、PCI DSS、HIPAAまたはこれらに類する監査報告書であって適格な外部監査人により直近12か月以内に発行されたものにて報告済みである場合において、当該監査済みの管理策について何らの既知の実質的変更も生じていない旨を確認する内容の報告書がオラクルからお客様に提出されたときは、お客様は、当該監査報告書で対象となった当該管理策に係る監査リクエストに代えて、当該第三者監査報告書に記載された監査結果を受け入れることに、同意します。なお、これによっても、上記第8条第1項で付与された権利が損なわれることはありません。

8.8 また、お客様は、外部復処理者の義務の遵守状況を検証するため、オラクルが外部復処理者を監査するかまたは当該監査が行われた旨の確認書を提出すること（または可能な場合においては、外部復処理者の業務に関する第三者監査報告書を自ら取得するかもしくはお客様による取得を支援すること）を要請できるものとします。

8.9 オラクルは、対象サービスについて、処理活動の記録ならびにオラクルの製品/サービス関連のプライバシー面およびセキュリティ面の機能ガイドに対する電子的アクセス権をお客様に付与することにより、お客様のデータ保護影響評価の実施またはお客様の規制当局への相談のためにお客様にとって合理的に必要となる情報および支援をお客様に提供します。かかる情報は、(i) My Oracle SupportのDocument ID 111.1もしくは対象サービス向けに提供されている他の該当の主要なサポート・ツール（例えば [NetSuite Support Portal](#) など）を通じて、または(ii) My Oracle Support（もしくは他の主要なサポート・ツール）へのアクセスがお客様に提供されていない場合においては要請に応じて、提供されます。

9. インシデント管理、侵害通知

9.1 オラクルは、伝送、保管その他の処理の対象であるお客様コンテンツ（当該用語の定義はサービス契約のとおり）について、破壊、消失、改変または無権限の開示もしくはアクセスの疑いを生じさせるかまたはこれらを示唆するインシデントの検知および迅速な対処を目的とする管理策およびポリシーを実施しています。オラクルは、情報侵害の発生の有無を確認するため当該インシデントを調査すること、ならびに情報侵害の根本原因の特定、生じ得る悪影響の軽減および再発の防止のための合理的な措置を講じることを目的として、速やかにエスカレーション経路を定めます。

9.2 オラクルは、確認された情報侵害について、不当な遅滞なく、ただし遅くとも24時間以内に、お客様に通知します。また、情報侵害に関する情報が収集されたかまたは他の何らかの方法によりオラクルにとって合理的に利用可能となった場合には、オラクルは、次の事項もお客様に提示するものとします。(i) 情報侵害の性質および合理的に予測される結果に関する説明、(ii) 生じ得る悪影響の軽減および再発の防止のために講じられる措置、および (iii) 可能な場合においては、情報侵害の対象となった情報の種類に関する情報。お客様は、情報侵害に関し、お客様において意図する対外発表、影響を受けた対象個人向けの必要な通知および/または関係する規制当局への通知の内容をオラクルとの間で調整することに同意します。

10. 個人情報の返却および削除

10.1 対象サービスが終了した場合、オラクルは、サービス契約に別段の定めがない限り、オラクルのシステムまたは対象サービス向け環境に残存している個人情報の一切のコピーについて、速やかに返却し（利用可能なデータ回収機能の提供によるものも含みます）、その後には削除します。

10.2 お客様のシステムもしくは環境において保持されている個人情報、または対象サービスの一環として何らのデータ回収機能もオラクルにより提供されない対象サービスに関しては、お客様は、終了前の段階で対象サービス向け本番環境が有効である間に、個人情報をバックアップその他の方法で別個に保存するために適切な措置を講じることが推奨されます。

11. 法律上の要件

11.1 オラクルは、個人情報についてのアクセス権の提供を法律により義務付けられることがあります。その例としては、裁判所の提出命令その他の法的手続の遵守、政府（国家安全保障および/または法執行目的の公的機関および政府機関も含みます）からの要請への応答も挙げられます。

11.2 オラクルは、個人情報についてアクセス権の提供を要請された場合には、その旨を速やかにお客様に連絡するとともに、その要請元たる機関をお客様に振り向けるべく合理的な努力を払うものとします。ただし、法律による別段の義務付けがある場合は、この限りではありません。

11.3 オラクルがかかる要請に応答することを義務付けられる限りにおいて、オラクルは、まず、その要請が法的に有効でありオラクルへの拘束力を有するものであるか否か（当該要請がデータ保護関連適用法令に適合するものであるか否かも含みます）について、事実ごとに評価を行うものとします。法的に有効でなくオラクルへの拘束力がない要請は、適用法令に基づいて抵抗されることとなります。

12. データ保護責任者

12.1 オラクルは、最高プライバシー責任者、および一定の諸国における現地データ保護責任者を任命しています。また、オラクルの最高プライバシー責任者および該当の場合における現地データ保護責任者への連絡方法の詳細については、[ここ](#)でご確認いただけます。

12.2 お客様がデータ保護責任者を任命している場合、お客様は、関連するサービス注文内にお客様のデータ保護責任者の連絡先詳細を記載することを、オラクルに要請することができます。

13. 定義

「**データ保護関連適用法令**」とは、本Data Processing Agreementに基づく個人情報の処理に適用される世界各地におけるデータ・プライバシー関連またはデータ保護関連の一切の法規をいいます。これには、欧州データ保護関連適用法令、英国データ保護関連適用法令、カリフォルニア州消費者プライバシー法（その改正法も含むものとし、以下「CCPA」といいます）および他の米国州法も含まれます。

「**欧州データ保護関連適用法令**」とは、次のものをいいます。(i) EU一般データ保護規則 EU/2016/679（EU加盟国の適用法令による補足内容も含むものであり、かつEEA協定に組み込まれているもの）、および(ii) 1992年6月19日スイス連邦データ保護法（改正内容も含みます）。

「**英国データ保護関連適用法令**」とは、次のものをいいます。(i) 英国GDPR、すなわち、EU一般データ保護規則（EU/2016/679）であって、The Data Protection, Privacy and Electronic Communications (Amendments etc.) (EU Exit) Regulations（2019年および2020年）により行われたEU一般データ保護規則（EU/2016/679）に対する修正に基づき2018年欧州連合（離脱）法の第3条によりイングランドおよびウェールズ、スコットランドならびに北アイルランドの法律の一部を構成するもの、および(ii) 2018年英国データ保護法（改正内容も含みます）。

「**欧州**」とは、本Data Processing Agreementの目的上、次のものをいいます。(i) EU加盟国、アイスランド、リヒテンシュタインおよびノルウェーにより構成される欧州経済領域、ならびに(ii) スイス。

「**対象個人**」とは、データ保護関連適用法令における「データ主体」またはこれに相当する用語と同一の意味を有するものとします。

「**情報侵害**」とは、オラクル・システムまたは対象サービス向け環境における伝送、保存その他の処理の対象であるお客様コンテンツの悪用、不測のもしくは不法な破壊、消失もしくは改変または無権限の開示もしくはアクセスにつながるセキュリティ侵害であって、当該お客様コンテンツのセキュリティ、機密性または完全性を危殆化するものをいいます。

「**処理**」、「**管理者**」、「**処理者**」、および「**拘束的企業準則（Binding Corporate Rules）**」（またはこれらに相当する用語）は、データ保護関連適用法令において定められている意味を有するものとします。

「**Service Provider**」、「**Sell**」、「**Share**」、「**Business Purpose**」および「**Commercial Purpose**」は、CCPAにおいて定められている意味を有するものとします。

「**オラクル関連会社**」とは、本Data Processing Agreementで規定されているとおり個人情報を処理することのできる、Oracle Corporationの子会社をいいます。

「**Oracle Intra-Company Data Transfer and Mandate Agreement**」とは、Oracle Corporationとオラクル関連会社との間で締結さ

れているOracle Intra-Company Data Transfer and Mandate Agreement for Customer Services Personal Informationをいいます。

「Oracle Binding Corporate Rules for Processors（処理者向け拘束的企業準則）」または「Oracle Processor Code」とは、EUまたは英国におけるオラクルのPrivacy Code for Processing Personal Information of Customer Individuals（場合に応じ該当するもの）をいいます。

「オラクル」とは、サービス契約の締結当事者であるオラクル関連会社をいいます。

「個人情報」とは、データ保護関連適用法令における「パーソナル・データ」、「個人を識別できる情報（PII）」またはこれらに相当する用語と同一の意味を有するものとします。

「規制当局」とは、データ保護関連適用法令における「監督機関」、「データ保護機関」またはこれらに相当する用語と同一の意味を有するものとします。

「対象サービス」、またはこれに相当する用語としての「サービス」とは、サービス契約にて特定されているクラウド・サービス、Advanced Customer Supportサービス、コンサルティング・サービスまたはGlobal Technical Supportサービスをいいます。

「サービス契約」とは、次のものをいいます。(i) お客様がオラクルから購入した対象サービスについての該当の注文、(ii) 該当の注文において参照されている該当の基本契約、および (iii) サービス仕様書。

「外部復処理者」とは、オラクル関連会社以外の第三者であって、オラクルから委託を受け、本Data Processing Agreementで規定されているとおり個人情報を処理することのできる者をいいます。

「お客様」とは、サービス契約の締結当事者である顧客企業をいいます。

本書において定義されていない用語は、サービス契約において定義された意味を有するものとします。